

介護老人福祉施設等における駐車施設の附置義務について、特に必要としないと認める場合の取扱基準

19 新都建建審第 15 号

平成 19 年 5 月 30 日

< 認定基準 >

第 1 趣旨

東京都駐車場条例（昭和 33 年 10 月 1 日東京都条例第 77 号。以下「条例」という。）第 17 条第 1 項第二号の規定による駐車施設の附置台数を緩和する場合の認定にあたり、条例の目的及び主旨を勘案し、以下のとおり運用するものとする。

第 2 緩和する理由

市街地における介護老人福祉施設等の施設に駐車施設の設置することが利用実態にそぐわないなど、条例の規定をそのまま適用することが必ずしも合理的でない。

第 3 緩和の対象となる施設及び認定基準

（ 1 ）緩和の対象となる施設

介護老人福祉施設等の施設に限る。

介護老人福祉施設等とは、介護保険法に基づく「介護老人福祉施設」「地域密着型介護老人福祉施設」「短期入所生活介護にかかわる施設」「介護老人保健施設」「短期入所療養介護にかかわる施設」「地域密着型特定施設」及び「認知症対応型共同生活介護にかかわる施設」の施設をいう。

（ 2 ）認定基準

以下に掲げる要件を全て満たすものとする。

ア）施設の利用実態から想定される駐車台数以上を附置したものであること。

イ）附置義務台数の 1 / 2 以上（端数は切り上げとする。）を附置したものであること。ただし、附置台数のうち 1 / 2 以上を障害者のための駐車施設とし、かつ、1 台以上を荷捌きのための駐車施設とすること。

ウ）原則として、入居者の家族等及び職員の自動車の乗り入れを禁止したものであること。

附則 本基準は、平成 19 年 5 月 30 日から施行する。